

平成 21 年 5 月 7 日

新型インフルエンザ対策本部設置

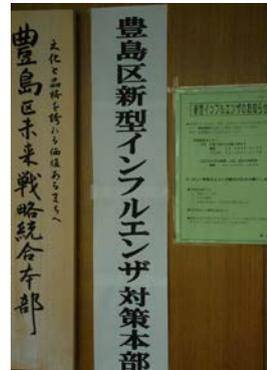
豊島区は、全庁をあげての迅速適切な取組みを実施するため、5月2日付で「豊島区新型インフルエンザ対策本部」を設置し、国内感染発生時における区民の安全、安心と感染拡大防止に取り組むこととした。連休中は本部体制で警戒にあたっていたが、発生等がなかったため、本日午前11時30分より第1回会議を開催した。

会議では、国や都の動向と区の取組み状況を確認した後、今後の対策についての協議を行い、「庁内体制の確立」「警戒態勢の強化と感染拡大防止措置の周知」「事業者に対する要請」等を盛り込んだ「豊島区取組み方針」を決定した。

この方針に基づき、各部局は関係者との情報共有を図りつつ、さらに積極的な対応策を講じていくこととなる。また、本部長である高野之夫区長は、区内の関係機関と緊密な連携を図るために、警察、消防、郵政、通信、水道、電力、ガス等を所管する官公署等および医師会、薬剤師会などを招集し、第1回の「豊島区新型インフルエンザ対策関係機関連絡会」を、本日午後3時より開催する。(予定)

写 真
* 写真はメ
ールで送り
ます

豊島区新型インフルエンザ対策本部
第1回会議



問 合 せ

危機管理担当課長

平成 21 年 5 月 17 日

第 4 回新型インフルエンザ対策本部会議開催

豊島区は、新型インフルエンザの国内発生を受け、16 日（土曜日）午後 4 時に第 3 回目、続く、17 日（日曜日）の午後 2 時から第 4 回目の「新型インフルエンザ対策本部会議」を開催した。

会議では、大阪、神戸の発生状況および各自治体の対応などについての報告に続き、今後、都内又は隣接 4 県（神奈川、千葉、埼玉、山梨）で患者発生が確認され、東京都知事による「発生宣言」が行われた場合には、豊島区においても速やかに区長が「発生宣言」を行うことが確認された。

また、5 月 18 日から本庁舎、別館、生活産業プラザ、池袋保健所などへの消毒液の設置や職員の健康管理の徹底、さらに発生宣言時における、広報紙号外の発行をはじめ、各部局の対応について、万全の態勢を早急に整えるよう改めて指示がなされた。

写 真

* 写真はメ
ールで送り
ます

豊島区新型インフルエンザ対策本部
第 4 回会議



対策本部会議の様子



問 合 せ

危機管理担当課長